

令和7年度 道徳教育全体計画

茨城県立つくば特別支援学校

令和7年4月1日

■肢体不自由教育部門（B部門）

【関連法規等】 ○日本国憲法 ○教育基本法 ○学校教育法 ○特別支援学校学習指導要領 ○豊かな心を育む教育の推進〔令和7年度学校教育指導方針（茨城県教育委員会）教育の柱〕	【学校教育目標】 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援や指導を行い、自立と社会参加をめざした「生きる力」を育む	【道徳教育の推進体制】 ○いじめ防止対策会議、生徒指導や生活指導の相談・支援、防犯指導、携帯電話やスマートフォンに係る指導、地域巡回指導（生徒指導部生徒指導係） ○心の木運動、交通安全教室（生徒指導部特別活動係） ○マナーアップ運動（運営部渉外係） ○進路相談（進路指導部進路指導係）
【社会の要請、地域社会の実態】 筑波山を北に臨み、研究学園都市であるつくば市に位置している。緑豊かな環境と、研究機関等と協力した教育活動の展開が期待できる。	【道徳教育の重点目標】 教育活動や体験活動を通して、自分自身や他者を認め、お互いの立場を尊重し合い、思いやる豊かな心を育成するとともに、将来に向けて、主体的に生きる態度を育てる。	【児童生徒の実態】 肢体不自由のある児童生徒。脳性まひや進行性の疾患のある児童生徒、医療的ケアを要する児童生徒など、障害の状態は様々で、個人差が大きい。個々の実態に応じたきめ細やかな支援を要する。

各部の重点目標（※各部には、訪問教育児童生徒を含む）（※道徳教育に関連する箇所アンダーライン）		
小学部	中学部	高等部
○個々の児童の発達段階や教育的ニーズを的確にとらえ、障害の特性に応じた授業実践を行い、それぞれの能力を伸ばすと共に、主体的・対話的に活動する力を育む ○健康で豊かな社会生活を送るための基盤となる基本的生活習慣を身に付け、自らできることを増やしていく。 ○地域の中で主体的に生活するために、興味・関心を広げ、人や物に積極的にかかわり、様々なことに自分から挑戦する意欲を育てる。	○個々の教育的ニーズを的確に把握して、一人一人の課題に応じた授業を実践し、学力の向上を図る。 ○基本的な生活習慣の確立のために、コミュニケーションの手段や自らできることを増やし、豊かに生活する力を高める。 ○様々な体験活動を通して、将来の社会参加に必要な知識・技能・態度を培う。	○個々の生徒の心身の状態や生活経験を考慮し、主体的に自ら学び続ける意欲を育むとともに、基礎的・基本的な学習の定着を図る。 ○将来の生活に向けて、自己や他者の理解を促し、地域の中で主体的に生きる力と生きる意欲を育てる。 ○進路を想定した環境で、実社会で評価される力や態度（表現力、選択力、他者とかかわる力、支援を受ける態度）を養う。

【道徳科の指導方針】	【各教科等における道徳教育の指導の方針】（※該当部に○）			
○小学部 児童が、人や様々な物と関わる体験を通して、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。 ○中学部 生徒が道徳的価値に基づいて自己を振り返り、人間としての生き方について考えを深められるよう支援し、豊かな体験を通して道徳性を養う。 ○高等部 生徒が、自己探求と自己実現に努め、道徳的価値に基づいた社会の一員としての生き方について、自覚を促し深められるように支援する。また、豊かな体験を通して自立した人間として、他者と共によりよく生きるための道徳性を養う。	各教科・科目等名	小	中	高
	国語	○	○	○
	社会	○	○	○
	生活	○		
	理科	○	○	○
	算数／数学	○	○	○
	音楽	○	○	○
	図画工作／美術	○	○	○
	体育／保健体育	○	○	○
	職業・家庭		○	○
	技術・家庭	○	○	○
	情報			○
	商業			○
	学校設定科目（産業社会と人間）			○
	外国語活動／外国語	○	○	○
	特別活動	○	○	○
	自立活動（※含 訪問教育）	○	○	○
	総合的な学習（探究）の時間	○	○	○

【環境整備・生活全般における指導の方針】	【特色ある教育活動・豊かな体験活動における指導との関連】
○基本的な生活習慣の確立（あいさつ、感謝の気持ち） ○主体性の育成 ○人権意識や規範意識の涵養 ○思いやりをもち、みんなと活動できる態度の育成 ○安心して生活できる安全な学校づくり ○身の回りの美化に努める態度の育成	○「心の木運動」により互いを認め合い、尊重する気持ちの育成 ○PTAと連携した「さわやかマナーアップ運動」による、気持ちの良いコミュニケーション力の向上 ○PTAと協働した「花の水やり活動」による豊かな心と奉仕の心の育成 ○校外での「落ち葉掃き活動」によるボランティア精神の育成
【家庭、地域との連携】	【小・中学校、高等学校等との交流】
○充実したホームページによる広報活動 ○保護者や地域社会とともに歩み開かれた学校づくり ○放課後等児童デイサービス事業者との連携 ○現場実習等における一般企業、福祉事業所等との連携推進	○近隣の小・中学校、高等学校、専門学校等、関係機関との「交流及び共同学習（学校間交流、地域交流、居住校交流）」の推進